

文化・集会施設の利用に関するガイドライン

令和2年10月1日

結城市教育委員会生涯学習課

本市の文化・集会施設の利用にあたっては、クラスターが発生する『3密(密閉・密集・密接)』を防止するため、必ず以下の事項を守ってご利用ください。

なお、3密の防止が難しいと判断される団体、催物やイベントでの利用は、当面の間、休止させていただきます。

1. 対象施設

- ①結城市立公民館・北部分館
- ②結城市民情報センター
- ③結城市民文化センター

2. 利用の見合わせ

以下の事項に該当する方は、利用を見合わせてください。

- ①体調がよくない場合(発熱、風邪、咽頭痛などの症状がある場合)。
- ②同居家族や身近な知人に、感染が疑われる方がいる場合。
- ③過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域への渡航又は、当該在住者との濃厚接触がある場合。

3. 参加者の規模

各施設(各部屋)の収容人数の1/2以下。

4. 守っていただく事項

- ①施設を利用するごとに、利用者名簿を提出してください。
- ②マスクを着用してください。
- ③こまめな手洗い、アルコール消毒による手指消毒をお願いします。
- ④密な状態にならないよう、他の利用者との距離を1m以上確保して下さい。
- ⑤大きな声での発声や声援又は、近接した距離での会話等は避けてください。
- ⑥室内の換気を十分に行ってください。
- ⑦その他、各施設の管理者の指示に従ってください。

※新型コロナウイルス感染症の感染状況により、ガイドラインの内容が変更になる場合がありますので、ご承知願います。

- 利用後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発生した場合は、施設管理者(市教育委員会生涯学習課[電話32-1899])まで、速やかに濃厚接触者の有無等を報告してください。